

【11月20日、裁判傍聴に来てください！】

なぜ、証人が外国人だと信用してもらえないのでしょうか。

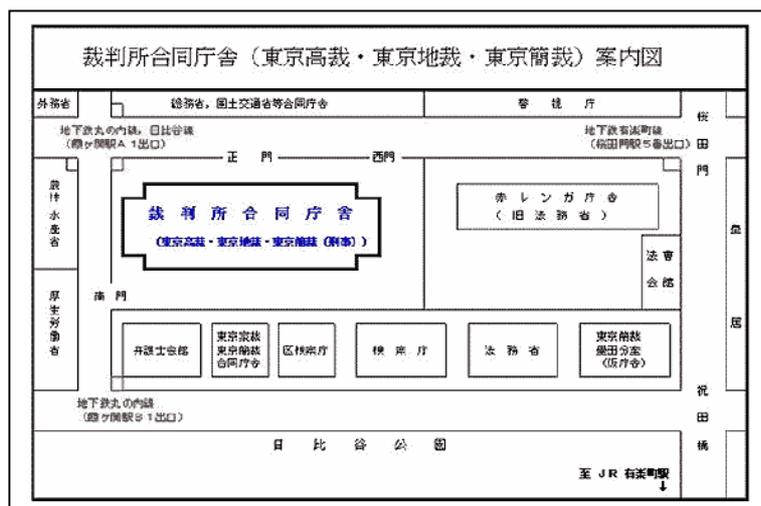
なぜ、原告が外国人だと正義をもらえないのでしょうか。

ナイジェリア国籍のバレンタインさんは、新宿歌舞伎町で私服警察官に不当な暴力を振るわれ、障害が残るほどの怪我を負いました。バレンタインさんは、東京都に対し、国賠訴訟を起しましたが、今年3月「歌舞伎町黒人コミュニティーの仲間である同国人の証人証言を、そのまま信用することは到底できない。」などの理由により敗訴。また、東京警察病院は「受診カルテを紛失した」とし、初診の際のカルテを開示しませんでした。バレンタインさんは、現在控訴中ですが、前回の第2回目公判では25名以上の方々が傍聴席がうまり、そのお陰により結審せず、第3回目公判につなげることができました。法廷で真実を明らかにするため、東京高等裁判所に公正な判決を下してもらおうよう、多くの方々の傍聴参加をお願いします！

【第3回・控訴審公判日程】

平成19年11月20日(火)11時 開廷 東京高等裁判所8階808号法廷

控訴人バレンタインさんの事件名 「平成19年(ネ)第2429号」



裁判の傍聴は、無料・申込不要・受付不要です。誰でも傍聴できます。当日、開始時刻前に法廷に行ってください。申込の必要や、入口でこの法廷に行くかなどの届出は不要です。（ただし、裁判所の中にはいる際に、持物検査があります。）早くこられた方は、隣接の待合室でお待ちください。他の支援者の方々も同じようにそこで待っています。

詳しい裁判傍聴案内は下記 URL を参照下さい

<http://www.courts.go.jp/kengaku/>

最寄り駅：地下鉄東京メトロ丸の内線・日比谷線・千代田線「霞が関駅」A1出口から徒歩1分、地下鉄東京メトロ有楽町線「桜田門駅」5番出口から徒歩約3分

【暴行の経緯】

ナイジェリア国籍のバレンタインさんは、2003年12月9日午後7時45分、新宿歌舞伎町の路地裏にて風営法違反で逮捕されました。当時歌舞伎町でナイトクラブのピラ配りのアルバイトをしていたバレンタインさんは、逮捕時には手錠をかけられた上全く無抵抗であったにもかかわらず、私服警官（囃捜査官）から過剰な暴行を受け、右膝周辺をカーク踏みつけられ蹴飛ばされ、右膝頭骨は粉碎してしまいました。その結果バレンタインさんは身体障害者になり、障害者手帳（5級）の保持者になりました。バレンタインさんが懇願した末に搬送された東京警察病院でも、必要な治療（手術）を受けずに新宿署に10日間身柄を拘束されました。本来ならば、通常このような患者には緊急手術が施されますが、しかしその間も取調べは行われ、怪我を負わされた足にギブスをつけただけでした。そして現在も歩行に支障をきたし、今後は普通に走ることなど望めません。

バレンタインさんはこの暴行に対し2005年8月、東京都に対し国賠訴訟を起しましたが、2007年3月29日敗訴判決が下されました。（1審では、「歌舞伎町黒人コミュニティーの仲間である同国人の証人証言を、そのまま信用することは到底できない。」などの理由により敗訴。また、東京警察病院は「受診カルテを紛失した」とし、カルテを開示しませんでした。）同年5月に控訴し、7月15日に控訴審初公判、9月25日に第2回公判を済ませ、現在は次回第3回公判の準備中です。

連絡先：バレンタイン裁判支援会 rakuritsu.green@hotmail.co.jp （メールは日本語でもOKです。）